

政令第 号

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十六号を第十七号とし、第二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 北海道帯広市、河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町の区域

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

国家戦略特別区域として、北海道帯広市、河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町の区域を追加する必要があるからである。